会費規程

（趣旨）

第１条　本規程は、定款第２章の定めるところにより、一般社団法人さがクリエイション（以下「本社団」という。）の会員ごとの年会費の取り扱いを規定したものである。

（本社団の年会費）

第２条　本社団の年会費は、法人又は団体会員の年会費とする。

（年会費の額）

第３条　会員の年会費は、原則として１口５万円で、１口以上とする。

２　各会員の個別の年会費は、前項および個別の事情を考慮し、毎年、各会員と協議の上決定する。

３　随意契約の方法による場合において、相手方の選定に年会費の額を影響させてはならない。

（納入）

第４条　会員は、前条で決定された年会費を納入しなければならない。

（請求書）

第５条　年会費は、毎年度開始後遅滞なく発行される請求書により、速やかに納入することとする。

（納入の分割）

第６条　年会費100万円以上または特別の事由ある場合は、年２回に分割して納入することができる。

（新入会員の年会費）

第７条　新入会員は入会時に当該年度の年会費を支払わねばならない。

（会費の未納）

第８条　会員は、退会するときは当該年度の年会費及び、未納年会費のあるときは未納年会費を納入しなければならない。

（改定）

第９条　本規程の改定は、社員総会の承認による。

附則

この規程は、令和5年4月18日から施行する。